

協議第 2 1 号

組織及び機構の取扱いについて

平成 1 7 年 3 月 1 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

調 整 方 針 （案）
（１）新市の組織及び機構については，効果的・効率的な行政運営の推進と指揮命令系統や責任の所在の明確化を基本に，合併時までに調整するものとする。 （２）現在の笠間市役所及び岩間町役場の各支所には，新市全体の行政サービスの維持・向上を図るため，総合的な機能を持つ組織機構を配置するものとする。

平成 1 7 年 3 月 1 2 日確認

参 考 (現 況 等)

1 3市町の組織機構

笠 間 市	友 部 町	岩 間 町
<市長> — <助役> — 総務部 秘書企画課 総務課 民生部 税務課 総合窓口課 環境課 福祉事務所 産業建設部 農政課 商工観光課 都市建設課 出納室 <収入役> 水道課 <水道事業管理者> <教育長> 教育次長 学務課 生涯学習課 <議会> 議会事務局 <行政委員会> 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局 笠間市、西茨城郡公平委員会事務局 介護認定審査会事務局 ◇組織例…○○部△△課□□グループ	<町長> — <助役> — 町長公室 秘書課 企画課 総務部 総務課 税務課 住民課 福祉部 福祉課 健康増進課 国保年金課 経済環境部 産業振興課 農村整備課 生活環境課 都市建設部 建設課 都市計画課 会計課 <収入役> 事務局 <国保病院長> 医務局 看護局 水道課 <水道事業管理者> <教育長> 教育次長 学校教育課 生涯学習課 <議会> 議会事務局 <行政委員会> 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局 ◇組織例…○○部△△課□□係	<町長> — <助役> — 総務課 秘書企画課 税務課 住民課 地域整備課 保健福祉課 産業振興課 建設課 下水道課 会計課 <収入役> 水道課 <水道事業管理者> <教育長> 学校教育課 生涯学習課 <議会> 議会事務局 <行政委員会> 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 固定資産評価審査委員会事務局 ◇組織例…○○課△△係

参 考 (現 況 等)

2 関係法令(抜粋)

(1) 地方自治法

(地方公共団体の法人格及びその事務)

第2条 1～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

(執行機関の組織の原則)

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 略

(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。

(内部組織の設置)

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

参 考 (現 況 等)

3 先進地事例

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年2月1日	城 里 町 (23,007 人)	常 北 町 桂 会 村	(1) 新町の組織及び機構については、簡素で効率的な運営、指揮命令系統や責任の所存の明確化を基本に、合併時までに調整する。 なお、合併後は、行政改革の視点で常にその組織機構を見直し効率化に努め、規模や配置等の適正化を図るものとする。 (2) 現在の桂村役場及び七会村役場は、支所として存続させるものとする。 また、支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたさないよう窓口業務を中心に必要な機能を確保できるよう配慮し、段階的に見直しを行うものとする
平成17年3月22日	坂 東 市 (58,673 人)	岩 井 市 猿 島 町	当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散配置するものとする。 各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるような窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。
	稲 敷 市 (51,284 人)	江戸崎町 新利根町 桜 川 村 東 村	(1) 簡素で効率的な組織・機構とし、管理部門や住民サービスの低下を招かない部門については、統合を図るものとする。 (2) 住民に密着した行政サービス部門や、各地域における発展を推進・管理する事業部門を各庁舎に残すものとする。 (3) 合併時においては、現在の4町村の各庁舎を有効活用した組織・機構とする。 (4) 新市の組織・機構については、合併後3年を目途に調整を行うものとする。
平成17年3月28日	筑 西 市 (116,120 人)	下 館 市 関 城 町 明 野 町 協 和 町	① 現下館市役所を本庁舎とし、指揮命令系統を明確化し、かつ、簡素で効率的な組織・機構とするため、できる限り行政機能を集約するものとする。 また、現関城町役場、現明野町役場及び現協和町役場については、住民サービスの低下を招かないために、支所機能を有する組織・機構とする。 ② 現下館市川島支所については、出張所とする。 ③ 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構とする。

参 考 (現 況 等)

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村	協 議 の 内 容
平成17年3月28日	かすみがうら市 (45,229 人)	霞ヶ浦町 千代田町	① 新市の組織機構については、次の事項を基本に合併時まで調整する。 ア 住民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構 イ 簡素で効率的な組織機構 ウ 住民が利用しやすく、わかりやすい組織機構 エ 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構 オ 新たな行政課題に的確に対応できる組織機構 ② 庁舎の活用については、次のとおりとする。 ア 庁舎の呼称については、現在の霞ヶ浦町役場を霞ヶ浦庁舎、千代田町役場を千代田庁舎とする。 イ 千代田庁舎に管理部門を置き、他の部門については、庁舎の規模を勘案し配置する。 ウ 霞ヶ浦町西部出張所及び千代田町南部出張所は、それぞれ出張所として新市に引き継ぐ。

